

3月定例会で決まったこと

3月定例会で決まったこと



「葛巻の水おいしいよ」辺地総合計画で水道の整備を進めます

議員発議案

特別職の職員の給与条例の改正
議員報酬を、平成19年3月まで月額2千円引き下げます。

協働のまちづくりと行財政改革の推進に関する決議

まちづくりについて議会の意思表示と、町への申し入れを行いました。（詳しくはページに掲載しています。）

人事案件

財産区管理委員の選任

遠藤洋太郎氏（下町・75歳）の選任に同意しました。

固定資産評価審査委員の選任

村木悦氏（下町・57歳）の選任に同意しました。

条例

特別職・教育長の給与条例の改正

平成19年3月まで、町長の給料を月額60万円（7万5千円減）、助役の給料を月額50万円（5万円減）、教育長の給料を月額49万円（3万9千円減）にしました。

職員の給与条例の改正

55歳以上の職員の昇給停止や、

平成17年度補正予算

一般会計

ごみ焼却場管理経費、畜産経営環境整備対策事業費など、約2千300万円を減額しました。

国民健康保険事業勘定特別会計

療養給付費など約3千900万円を減額しました。

簡易水道事業特別会計

水質検査業務委託料など約30万円を減額しました。

最大約7%の給与削減を行いました。なお、この条例については次のとおり反対討論がありました。

反対討論

柴田 勇雄 議員

職員給与は職員の最も重要な勤務条件で、今回の給与の引き下げは、50年ぶりの大きな改革です。この改革は予算と密接に関連するものですが、当局では事前説明もないまま一般会計予算審査終了間際に追加議案として提出しました。今年の第1弾の人事院勧告による給与条例は、11月に既に審議されましたが、その際には何の資料もなく、今回の給与構造改革にも一切触れておりません。また、全員協議会の場でも何の説明もないままの提案です。今回の提案は、単に人事院勧告に準じて給与構造改革に取り組んだとしていますが、改革の基本的考え方、改革の必要性、人件費問題など改革に対する視点が欠けています。このような提案の仕方は議会を軽視した提案方法で、不満があります。このことから、今回の条例に反対します。

その他

葛巻財産区特別会計

造林融資償還費など約14万円を増額しました。

農業集落排水事業特別会計

町整備型浄化槽建設費など約1千200万円を減額しました。

国民健康保険病院事業会計

患者数の減により、事業収益を約1千500万円減額しました。

辺地総合計画の策定

吉ヶ沢、土谷川・元木、馬場、鷹ノ巣、江刈馬淵、遠矢場、車門・上外川、冬部の各地区を辺地とし、道路、飲料水供給施設などの整備を進めます。
町道路線の廃止
森林環境保全整備事業により、畑福線と荒沢線を町道から林道に変更して整備します。

盛岡北部地区障害者程度区分認定審査会の共同設置

障害程度区分の審査会を、八幡平市、岩手町、葛巻町が共同設置します。

盛岡北部行政事務組合規約の改正

八幡平市の組合議員を5人に、盛岡市の組合議員を2人とししました。

協働のまちづくりと行財政改革の推進に関する決議

本町は、国が進める「三位一体改革」等の影響により、慢性的な財源不足が深刻となっている。これまで、人件費や消費的経費の削減など行財政改革に努めてきたが、地方交付税や国、県の補助金は改革を上回るペースで削減されており、災害など緊急時の対応や弾力的な財政運営が懸念されている。

この危機的状況から脱却するため、町では「協働のまちづくり」と「行財政改革」により、平成17年度を起点とした5年間にわたる集中的な改革を打ち出した。この改革は、町民との協働により、経費を節減しながら同時に地域の活性化を図る斬新な取り組みであり、財源不足を解消するための方策として大きな効果が期待されるものである。

議会は、これらの取り組みに賛同し、町と共に一丸となって改革に邁進する決意を新たにしている。

このことから、町においては下記事項に十分留意し取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 協働のまちづくりと行財政改革は、より一層の住民理解に努めるとともに、最大の効果が得られるよう迅速に取り組むこと。
- 2 「当面自立」の選択に基づく行財政改革を進めながらも、市町村合併の可能性について調査・研究に努めること。
- 3 自主財源の確保策として、町有財産は処分も含めた具体的活用策を検討すること。
- 4 町税の引き上げなど、住民負担を伴う改革は最小限にとどめること。
- 5 第3セクターは独立経営を視野に入れ、完全民営化の時機を逸しないよう努めること。
- 6 職員の定数及び人件費の削減によって、住民サービス及び職員の士気の低下を招かないよう配慮すること。

以上、決議する。

平成18年3月10日

岩手県葛巻町議会



敬老祝金の減額も行政改革の一環です

職員定数条例の改正

町職員の定数を51人削減し、190人となりました。

敬老祝金条例の改正

88歳は2万円（1万円減）、95歳は3万円（2万円減）、100歳は7万円（3万円減）としました。

ホームヘルプサービス等手数料条例の改正

法律の改正に伴い、条文を整理しました。

課設置条例の改正

農林課と環境エネルギー政策課

を統合し「農林環境エネルギー課」に、建設課と上下水道課を統合し「建設水道課」にしました。

ふるさとづくり寄附条例の制定

一般から寄附を募り、森林保全や新エネルギー導入などの事業を推進します。

国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部条例の制定

国民保護法の施行に伴い、武力攻撃事態などに対応するための対策本部及び協議会を立ち上げることになりました。

平成18年度予算

一般会計

国民健康保険事業勘定特別会計
簡易水道事業特別会計
葛巻財産区特別会計

老人保健特別会計

農業集落排水事業特別会計
国民健康保険病院事業会計

総額約86億円の予算を可決しました。（予算特別委員会の質疑の様子）は、6ページに掲載します。

